

施設使用料・利用料金・手数料を改定します

4月1日から施設使用料等

を改定し、平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられた際に見送りをした消費税相当分を増額します。

平成27年10月に予定されていました8%から10%への消費税率

の引き上げが二度にわたって先送りされ、平成31年10月になつたことから、使用料等を引き上げるものです。

改定後使用料等の計算方法

現在の使用料等 ÷ 1.05 × 1.08

※10円未満は切り捨て。

●**使用料等の改定** 左表のとおり。なお、次の指定管理施設は現在の指定管理期間終了後に改定。詳しくは指定管理者更新時にお知らせします

施設名	問い合わせ先
総合斎苑(☎(72)6626)	
体育施設(屋外体育施設、体育館、スポーツセンター)、学校施設開放における市内中学校の体育館・夜間運動場等	市体育館(☎(75)3535)
文化センター(☎(76)1515)	
公民館	各地区公民館
青少年の家(☎(76)3432)	
社会福祉会館(☎(77)2941)	
福祉センター	各福祉センター

※改定に合わせ利用時間の単位や利用できる付属設備・備品を見直す施設があります。

※3月31日までに利用許可を受けた場合は改定前の使用料等になります。

※施設予約手続きは施設によって異なりますのでご注意ください。

契約更新時に改定する指定管理施設→市民交流センター、

市民会館、勤労福祉会館、秋葉いこいの広場、デンパーク、市民ギャラリー、丈山苑、安祥閣、レジャープール(マイメイドパレス)

※市民会館では、4月1日からホール利用に付属する一部施設・設備の利用料金を改定します。

●**手数料の改定** 休日夜間急病診療所における診断書料(問い合わせ先・市保健センター☎(76)1133)

●**その他** 詳しくは各施設へ。消費税率が変更された場合、改定時期を変更することがあります

給食費のお知らせ

○給食費の改定

4月1日から給食費を改定し、食材価格上昇分及び平成26年4月に3%引き上げられた消費税相当分を増額します。

改定後の金額

円(現行200円) 小学校↓255円(現行235円) 中学校↓290円(現行270円)

○第3子以降の給食費を無料化

多子世帯の経済的負担軽減のため、4月から一定要件を満たす場合に第3子以降の給食費を無料とします。

要件

次の全てに該当すること

●平成29年4月1日現在、18歳未満の子を3人以上養育している

●保護者及び第3子以降の子が安城市に住民登録されている

第3子以降の子が園児の場合

保育園児と市立幼稚園児は申請不要。私立幼稚園児は申請が必要ですが、詳細は別に通じます

●第3子以降の子が、保育園、幼稚園又は小中学校に在園・在学し、給食の提供を受けている園児・児童・生徒である

問▼教育委員会総務課
(☎(71)2253)
子ども課
(☎(71)2228)

問▼商工課
(☎(71)2235)

3／info@keyport.jp)

●無料となる額

保育園、市立幼稚園・小中学校↓給食費全額

市外公立小中学校、私立又は国立小中学校・幼稚園、特別支援学校等↓安城市給食費を限度額として補助

第6回のテーマは「契約書作成のポイント」。書類作成の専門家・行政書士が、契約書の「目的」や「構造」をはじめ、作成・チェック時の注意点の説明や売買契約書を例に条項の具体的な解説をします。

●**申請方法**

●**第3子以降の子が小中学生の場合** 市立小中学校に在学中↓在学新小学校1年生↓入学説明会時に入学予定の市立小学校 それ以外↓教育委員会総務課(教育センター内)へそれぞれ申請書を提出

※4月からの無料化及び補助希望者は3月6日(月)までに申請が必要。

※申請書は教育委員会総務課、市公式ウェブサイトで配布。

●**とき** 2月7日(火)午後2時～3時

●**ところ** KEY PORT (JR安城駅1階)

●**講師** 大野裕次郎氏(行政書士法人名南経営)

●**対象** 起業を目指している人、新規事業の立ち上げを考えている人等

第6回

起業セミナー

